

## 広島市駐車場附置義務条例見直し連絡調整会議開催要綱

### (目的)

第1条 建築物における駐車施設の附置等に関する条例の見直しについて検討を行うため、学識経験者や関係団体等による連絡調整及び情報交換を行うことを目的として、広島市駐車場附置義務条例見直し連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を開催する。

### (連絡調整及び情報交換)

第2条 連絡調整会議においては、建築物における駐車施設の附置等に関する条例の見直しに関して必要な連絡調整及び情報交換を行う。

### (委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体及び関係機関に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

### (座長及び副座長)

第4条 連絡調整会議に、委員の互選により座長1名を置く。

- 2 座長は、連絡調整会議を進行する。
- 3 連絡調整会議に副座長を1名置き、座長が委員の中から選任する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 連絡調整会議は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 連絡調整会議は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 連絡調整会議は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 連絡調整会議の庶務は、道路交通局自転車都市づくり推進課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に必要な事項は、道路交通局長が定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年11月15日から施行する。
- 2 この要綱は、駐車場附置義務条例見直しに関して必要な意見交換を行い、連絡調整会議としての役割を終えた日、その効力を失う。